

## 会 議 録（要旨）

<b>会議名</b>	令和5年度 第4回銚子市介護保険事業等運営協議会	
<b>日 時</b>	令和5年12月21日（木） 14：30-15：20	
<b>場 所</b>	庁議室	
<b>参加者</b>	<p>◆ 委 員      :  兒玉委員（会長）、高橋（玲）委員（副会長）、 実川委員、泉委員、高橋（宏）委員、宇佐美委員、伊藤委員、 小澤委員、宮澤委員、青柳委員、鈴木（真）委員、田代委員、 鈴木（一）委員 （欠席委員      :  金塚委員、米谷委員、文平委員、菅谷委員）</p> <p>◆市・事務局等： 小保方高齢者福祉課長、八角補佐、林補佐、 菱木主査、江波戸主査、鈴木主査、加瀬（暁）主事 加藤東部包括支援センター長、岩瀬中央包括支援センター長、 峯岸西部包括支援センター長 委託事業者（みらいクリエイト 丸山）</p>	
<b>資 料</b>	<p>○会議次第 資料1 銚子市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）概要（第3回運協：計画策定に向けた検討資料との相違点） 資料2 第9期介護施設整備検討資料 資料3 第9期介護保険料算定資料</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に寄せられた意見・質問</li> <li>・ 訂正資料</li> </ul>	

## 会議次第

令和5年度 第4回銚子市介護保険事業等運営協議会 次第

日時 令和5年12月21日（木）

午後2時30分から

場所 銚子市役所 庁議室

1 開会

2 諮問

3 市長あいさつ

4 議題

(1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について（資料1）

(2) 第9期介護保険事業計画における施設整備について（資料2）

(3) 第9期介護保険事業計画における介護保険料について（資料3）

5 その他

## 協議内容

(会議次第 「4 議題」より)

### (1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(素案)について(資料1)

(資料(事前に寄せられた意見・質問)について、事務局より説明)

<事務局> (事前質問・意見への回答)

(医療・介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤とはどのようなものか)

オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定検診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる情報(介護含む)について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要な時に必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォーム。イメージ図を当日資料として配布。令和6年度試行、令和8年度から全国展開。

(家族介護者の相談窓口の周知と、支援が必要な家族介護者を見つけ出す取組について)

ポスター掲示やふれあい講座等様々な機会を通じて、相談窓口の周知を図りたい。また、表面化しにくい問題を高齢者支援で介入するケアマネジャー等介護関係者が気づき、発見・把握できるよう、介護関係職員に向けたヤングケアラーに関する研修会の開催を検討したい。

(介護に関する入門的研修の開催、新たな介護人材の確保と定着促進の市民への周知)

「介護に関する入門的研修」は高校生などの若い世代に参加してもらえるよう、開催時期や周知方法を工夫したい。介護人材確保の取り組みについては一体的に実施し、それぞれの事業を充実していきます。周知方法については関係機関と協議・検討していく。

(医療専門職の派遣団体数の増減について)

医療専門職派遣は、プラチナ体操団体の発足年度ごとに医療専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士の3職種)がそれぞれの専門性からフレイル予防の健康教育を実施する事業であるため、年度別 発足団体数の影響を受ける数値となっている。

(複合的サービスの追加見送り報道について)

複合的サービスの創設については、介護給付費分科会において「さらに検討を深める」とされ、今回の改定においては見送られたようなので、計画案は修正する。

<委員> P20、ヤングケアラーについて支援の充実とあるが、研修等、年間何回くらいの開催等、想定しているか。

<事務局> 家族介護教室は2回1コースとして年1回を想定している。ヤングケアラーについても年1回くらいを想定しているが、関係先との調整が必要になるため、具体的な回数は決まっていない。

<委員> 学校等は年間スケジュールで動いているので、早めの対応が良いと思う。

<委員> 高校生に対する研修は良いと思うが、最終的に若い人が銚子にいてもらわないといけない。都市部に出ていかないよう、産業、働く場等、まちづくりの方もしっか

りやってほしい。

<委員> P37の表について、担当課・機関の項目はなくて良いか。また、項目名が事業概要と事業内容など、表記が異なっている箇所がある。

<事務局> 確認の上、修正する。

<委員> 研修等の機会について、高校生は自分が何をやりたいかわからない人が多く、人材不足の中、高校卒業後なら良い報酬を得られる状況もあるかと思うので、保護者同伴で話を聞けるようになると良いと思うが。

<事務局> 高校生も含めた、すべての方を対象として想定している。

## (2) 新しい施設整備の方向性について(資料2)

(資料(事前に寄せられた意見・質問)について、事務局より説明)

<事務局> (事前質問・意見への回答)

(小規模多機能型居宅介護の利用率が下がっている中で、9期計画で整備する理由)

小規模多機能型居宅介護は、8割を超える程度の利用率となっているが、事業所等実態調査では、地域で現在不足していると思われ、今後さらに整備が必要なサービスとして訪問介護と短期入所が最も多くあがっていることなどから、在宅で複数のサービス利用を円滑な連携のもとに実現していくために、複数のサービスを一体的に提供できる小規模多機能型居宅介護などの包括的なサービスの利用を促進することが効果的と考える。

小規模多機能型居宅介護とグループホームについては、8期では応募がなかったが、事業所確保について新たな動きがあるため、9期計画において整備を図りたい。

<委員> 施設整備の公募については、9期のいつ頃を想定しているか。

<事務局> 初年度に公募することを考えている。

<委員> 現在の施設配置をみると市内にバランスよく整備されているが、公募の際は地域の指定はするのか。

<事務局> 地域の指定については特に考えていない。

## (3) 第9期介護保険事業計画における介護保険料について(資料3)

(資料(事前に寄せられた意見・質問)について、事務局より説明)

<事務局> (事前質問・意見への回答)

(保険料の段階が国にあわせて13段階になった際、負担増となる者への説明について)

(低所得者に対する保険料軽減制度適用の第8期と第9期で、大きな差がある理由)

保険料の所得段階を現在の14段階から国で見直しを行っている標準の13段階に合わせて見直しをし、仮の乗率で試算したところ、基金からの繰り入れを行うことで、現行の5,450円とほぼ同額の5,477円と推計されたため、9期では、基準額を据

え置きとし、8期と同額としたい。

基準額を据え置き、国の標準に合わせて、所得段階の区分と乗率を変更することにより、多くの段階で保険料額が減額になるか、据え置きとなるが、一部の段階では増額になるため、これらについては丁寧に説明をしていく。

第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料軽減制度の適用については、8期と比較して9期の公費負担が増額となる。

事前に配付した説明資料（資料3上段【参考】）にあるとおり、8期では、第1段階・第2段階で0.05の軽減と、国の乗率より低い設定からの軽減制度の適用だったため公費負担が少なかったものの、9期では国の乗率に合わせてから軽減制度を適用することになるため、第1段階で0.2、第2段階で0.25、第3段階で0.05の軽減制度の適用となり、8期と比較して公費で負担する額が増額になる。

第1段階から第3段階の保険料額は、軽減適用前でみると8期と比較して増額になるが、公費による軽減適用後では、保険料は下がることになる。

<委員> 第8期と同額でいきたいとのことだが、介護報酬が改定され上がってくるので、保険料を抑えるような基金投入も必要になるだろう。近隣の情報などはあるか。

<事務局> まだ情報は入ってきていない。各市に照会をかけている市があるので、回答を行えば後日各市の情報をまとめたものが提供されると思われる。

（その他、事前に寄せられた意見・質問に関する回答）

<事務局> （事前質問・意見への回答）

（介護申請から認定までの日数が長いと聞いているが、認定待ちの人数はどのくらいか）

認定調査待ちの方は、12月20日現在、298人。新型コロナウイルスの感染拡大時に延長が可能となる特例措置が廃止になった影響で、申請が大幅に増加し、認定までに日数がかかっている。

認定までの期間が短縮できるよう取組を進めており、専門職が行っている事務的な業務を事務職員が対応できるように、新たに事務職員を採用して専門職が調査に専念できるよう体制の見直しを行った。また、年度内には認定調査にタブレット端末の導入を予定しており、さらに効率化を図れるよう努めているが、効果がでるまでにはもう少し時間を要すると考える。

<委員> 認定調査は非常に重要な役割を持っており、慎重にやらなければならない、専門性も求められる。調査拒否もあるなど、なかなかうまくいかない場合もあると聞いている。認定調査員も疲弊している状況だと思うが、サービスは申請をした日に遡って利用できるとなっているので、ちょっと時間がかかったとしても申請しておけば、ある程度のサービスはすぐに受けられる。今、何人くらいの体制で認定調査を行っているのか。

<事務局> 10人程度で行っているが、週数日の勤務の者もいる。認定審査会の件数自体も通常より多くなっており、審査の先生方にはかなり負担がかかっているが、今後ご協力をお願いしたい。

<事務局> 介護保険料については、今後示される国の方針に従い確定し次回、第5回の会議においてお示しさせていただく予定である。

<事務局> 次回開催は2月15日（木）午後2時30分からの予定で、この時に計画に

関する答申をいただく旨報告し、会議終了とした。

－以上－